

# 1

第十三版

## 級建築施工管理技士

# 実地試験の 完全攻略

村瀬憲雄

施工経験記述が苦手な受験者必読!

最新5年分の

試験問題と解答例を収録

施工の合理化、建設副産物対策、重要な品質管理活動等  
筋道立てた経験記述ができる書き方例を収録

躯体工事、仕上げ工事、工程管理、品質管理、建設業法等  
実践向け疑似問題286問とすぐに役立つ記述例

第十三版

**1**級建築施工管理技士  
実地試験の  
完全攻略

村瀬憲雄

## はじめに

このテキストは、1級建築施工管理技術検定実地試験に合格するため、施工経験記述の書き方と施工技術知識、建設業法、労働安全衛生法その他の関連法規等を短期間に習得し、勝利への近道を邁進するためのものです。

1級建築施工管理技術検定試験は、建設業法に基づき昭和59年度より実施されており、1級建築施工管理技術検定学科試験の合格者と1級建築士試験の合格者が受験資格をもつものです。この試験の合格者が国土交通大臣に届け出て「1級建築施工管理技士」の称号が与えられます。今日、ある一定規模の現場に配置される専任の監理技術者は、まずこの資格を取得しなければなりません。

平成20年5月23日に**建設業法施行令の一部（第6条の3、第27条、第27条の13）の改正**があり、「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事においても一括下請負の禁止」が政令で定められ、「専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事に関連する法令」も改正されました。改正の趣旨は、主任技術者及び監理技術者の設置は今までどおりですが、「**監理技術者資格者証及び監理技術者講習の受講が必要な建設工事の範囲**」が拡大されました。建設業者は、下記の要件に該当する工事を施工するときは、元請、下請にかかわらず工事現場ごとに専任の主任技術者または監理技術者を置かなければならない（法第26条第1～4項）と定められ、その工事とは、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（国・地方公共団体が発注する工事、鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共施設の工事、電気・ガス事業用施設の工事、学校・図書館・工場等の公衆または不特定多数が使用する施設の工事（法第26条第3～4項、施行令第27条））で、**工事1件の請負代金が建築一式工事で7,000万円以上、その他工事で3,500万円以上であるもの**（ただし、個人住宅を除く）とされ、ほとんどの工事がその対象となりました。また、発注者から直接請け負って、下請と締結し、その下請の請負契約の金額が建築一式工事で6,000万円以上、その他工事で4,000万円以上となる場合も、監理技術者資格者証の交付を受け、国土交通大臣の認定した機関の監理技術者講習を受講し、講習修了証と監理技術者資格者証を持った者を専任で置くことが義務付けられ、発注者の請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければならない（法第26条第5項）と定められました。

要約すると、**公共工事も民間工事も、ほとんどの工事で主任技術者、監理技術者の専任配置**が求められ、国土交通大臣登録講習の受講の義務付け、公共工事においては、資格者証および講習修了証の携帯および提示が義務付けられたのです。

この試験は、学科試験のような四肢択一ではなく、ほとんどが記述式です。受験者が、実務的・指導的な立場で現場を管理してきた経験から得る建築生産管理技術や知識、管理能力を、的確な表現で記述できれば合格する試験といえるのです。合格し監理技術者となった者は、超高層建築物や大規模建築物の監理技術者として、職務を遂行できる能力を備えた者と見なされます。したがって試験の内容には超高層建築物や大規模建築物、免震施工等に関する計画や施工技術等、かなり高度な技術知識を求める問題も既出しているため、試験のために幅広く、確実な知識を身に付けなければなりません。

このテキストの編纂に当たり、株式会社建設技術教育センターには、各種施工管理技士受験準備講習会から経験豊富な技術指導やノウハウの提供をいただき深く感謝しております。このテキストの出版までご支援、ご指導をいただきました関係者の皆様に、この紙面をお借りして深く御礼申し上げます。

村瀬憲雄

## 第十三版の発行にあたって

受験生の皆様からの要望により、「施工経験記述の書き方例」を近年の設問内容（主に①施工の合理化、②建設副産物対策、③重要な品質管理活動）についてまとめ、記述のためのポイントとなる基本事項や工種別の代表的な書き方例を多数用意しました。なお、平成28年4月に『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』の改定が行われ、同年6月1日からの適用となり、関連する改定内容を抜粋して記載しました。

平成28年4月1日に建設業法施行令の改正があり、主任技術者および監理技術者の専任の配置要件の金額が増額され、同年6月1日に施行と発表されました（本文に詳細を記載しています）。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正による、施工体制台帳の作成および提出の範囲が拡大された公共建築工事においては、請負金に関係なくすべての建築工事に適用される、といった内容についても本文に掲載してありますので、詳細を確認して下さい。今回は、これらの改訂を詳しく記載することで、第十三版の発刊となりました。

なお、建設（土木・建築）技能資格者の大幅な減少による、今後の建設事業や社会資本整備事業への企業活動の停滞が大きな課題となり、土木・建築の2級施工管理技術検定試験は年2回、春と秋に実施され、専門工業高等学校の受験生に対して資格取得の門を広げることになりましたが、1級の施工管理技術検定試験は例年の通りです。詳細は（一財）建設業振興基金試験研修本部に問い合せて下さい。

（平成29年6月）

## 目 次

この本の構成と使い方	6
1. 1級建築施工管理技術検定試験案内	7
2. 出題形式と傾向	11
3. 過去の出題内容	13
4. 実地試験に関連する法令等の抜粋	23

## 施工経験記述

問題の形式と記述上の注意	54
施工経験記述	59
問題 1 (品質管理活動〈要求された品質、品質管理項目、取り上げた理由等〉、H 28)／59	
問題 2 (建設副産物対策〈発生抑制・再生利用の事例、適正処分〉、H 27)／66	
問題 3 (品質管理活動〈要求品質、重点品質管理目標、品質管理活動〉、H 26)／73	
問題 4 (品質を確保した上での施工の合理化、H 25)／82	

## 施工経験記述の書き方例

施工経験記述の書き方例	88
1. 施工の合理化 (品質を確保した施工の合理化)／88	
2. 建設副産物対策 (発生抑制・再使用・再生利用・熱回収・適正処分)／106	
3. 重要な品質管理活動 (重点品質管理項目と定めた理由および実施対策等)／125	
4. 施工計画の品質確保 (施工計画をするにあたっての施工品質の確保)／156	
5. 品質管理の不具合 (建築物の竣工後に発生する不具合と発生要因とその防止対策)／170	
6. 発注者が要求・期待している施工上の品質管理／174	
7. 安全管理／180	
8. 環境管理／184	

## 施工技術と法規の知識

躯体工事	190
仮設工事／192 土工事／195 地業工事／204 鉄筋工事／210 コンクリート工事／217	
鉄骨工事／226 コンクリートブロック、ALC、押出成形セメント板工事／242	

カーテンウォール工事／246 語句の不適當な箇所を正しく直す問題／249	
仕上げ工事	254
防水工事／256 石工事／269 タイル工事／273 木工事／280	
屋根およびとい工事／281 金属工事／283 左官工事／288 建具工事／292	
ガラス工事／298 塗装工事／300 内装工事／306 排水工事／312 舗装工事／313	
植栽工事／314 語句の不適當な箇所を正しく直す問題／315	
施工管理法	326
工程管理／341 品質管理／351	
法規	362
建設業法／364 労働安全衛生法関連／373 労働基準法関連／380	
騒音規制法・振動規制法／381 廃棄物の処理及び清掃に関する法律／383	
資源の有効な利用の促進に関する法律／385	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)／385	
建設工事公衆災害防止対策要綱／387 建築基準法施行令／388	

## 過去の実地試験と解答例

平成 28 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	390
	解答例	398
平成 27 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	400
	解答例	407
平成 26 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	410
	解答例	418
平成 25 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	421
	解答例	429
平成 24 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	431
	解答例	439

- 平成 25 年度：「品質を確保した上での施工の合理化」の事例（プレカット工法を除く）。
- 平成 24 年度：「実施した発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の建設副産物対策」
- 平成 23 年度：「重点品質管理項目と品質目標および管理項目を定めた理由と実施対策」の事例
- 平成 22 年度：「品質を確保した上での施工の合理化」の事例
- 平成 21 年度：「実施した発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の建設副産物対策」
- 平成 20 年度：「管理した重要品質（建物の重要な性能）」
- 平成 19 年度：「省力化や工期短縮を図るため」の「施工の合理化」の事例
- 平成 18 年度：「品質管理活動の事例」と「品質管理活動の内容を協力業者に確実に伝達するための手段や方法」
- 平成 17 年度：「建設副産物対策」と「結果と評価」、「環境負荷低減の取組み」
- 平成 16 年度：「品質についての管理項目と、具体的に実施した管理とその記録」と「品質に関する顧客満足の向上のための組織の活動」

## 施工経験記述

実際の施工経験記述の試験では、記述する枠が提示され、そのなかに記述することになる。比較的小さい文字で簡潔に課題に整合したストーリーを作成しなければならない。ここではできるだけ記述例を多く記載し、受験生の経験した工事の内容に触れるようにしたので、参考にして作文すること。

**問題 1** 建築工事の施工者に対して、建築物の施工品質の確保が強く求められている。あなたが経験した**建築工事**のうち、発注者や設計図書等により要求された品質を実現するため、品質計画に基づき**品質管理**を行った工事を1つ選び、工事概要を具体的に記入したうえで、次の1. から2. の問いに答えなさい。

なお、**建築工事**とは、建築基準法に定める建築物に係る工事とし、建築設備工事を除くものとする。

〔工事概要〕

イ. 工 事 名

ロ. 工 事 場 所

ハ. 工事の内容 （

 新築等の場合：建物用途、構造、階数、延べ面積又は施工数量、  
 主な外部仕上げ、主要室の内部仕上げ  
 改修等の場合：建物用途、主な改修内容、施工数量又は建物規模
 
）

ニ. 工 期（年号又は西暦で年月まで記入）

ホ. あなたの立場

1. 工事概要であげた工事で、あなたが担当した工種において実施した**品質管理活動**の事例を**2つ**あげ、次の①から③についてそれぞれ記述しなさい。

ただし、2つの品質管理活動は、それぞれ異なる内容の記述とすること。

- ① 発注者や設計図書等により**要求された品質**及びその品質を満足させるために特に設定した**品質管理項目**を、**工種名**をあげて具体的に記述しなさい。
- ② ①で設定した品質管理項目について**取り上げた理由**を具体的に記述しなさい。
- ③ ①で設定した品質管理項目をどのように管理したか、その**実施した内容**を具体的に記述しなさい。

2. 工事概要にあげた工事にかかわらず、あなたの今日までの工事経験に照らして、品質管理目標、品質管理項目及び活動内容を協力業者等に、**周知するため**及びそれらに基いて施工されていることを**確認するための方法・手段**を具体的に記述しなさい。

なお、1. ③の「実施した内容」と同一の記述は不可とする。

(H 28)

(工事概要) の記述例 (RC 造 新築工事)

イ. 工事名 □□□事務所新築工事  
 ロ. 工事場所 神奈川県川崎市中原区今井仲町○丁目○番○号  
 ハ. 工事の内容 事務所、RC造、地下1階、地上6階、塔屋1階、建築面積 285 m<sup>2</sup>、延べ面積 2,038 m<sup>2</sup>、外壁 45 角二丁掛けタイル張り、事務室床ビニルシート張り、壁：PB 下地ビニルクロス張り、天井：岩綿吸音板張り  
 ニ. 工期 2015 年 2 月～2016 年 2 月  
 ホ. あなたの立場 現場代理人

設問 1. の記述例-1

(1)	①	工 種 名	杭工事
		要求された品質	安定液が混じらない杭コンクリート強度の確保
		品質管理項目	トレミー管によるコンクリートの打設方法の管理
(1)	②	取り上げた理由	トレミー管によるコンクリートの打設は、安定液を巻き込み混合しやすく、また、トレミー管の引上げ方法においても安定液と混じりやすくコンクリートが脆弱になり、構造的な欠陥を生じる恐れがあるため。
	③	実施した内容	スライム処理を徹底し、トレミー管の先端にプランジャーを取り付けて安定液の逆流を防止した。打設中は、トレミー管の先端はつねにコンクリートに 2 m 以上潜らせた状態で行い、引き上げながら所定の高さまで打設した。
(2)	①	工 種 名	タイル工事
		要求された品質	外壁タイル仕上がり面の凹凸をなくし、平滑性の確保
		品質管理項目	マスク張りする際の中塗り下地の平滑精度の確保
(2)	②	取り上げた理由	45 角二丁掛けタイル表面が朝日や夕日により、また、雨上がりで濡れた状態で壁の凹凸が目立ち、経年により部分的な汚れを生じることが、建物の美観性の低下と施工精度の良否に影響する。
	③	実施した内容	型枠の建入れ精度を入念に確保し、垂直水平にピアノ線を張り、3 m の左官定規を使用して、タイル下地の中塗りモルタル 2 階分の下地面の平滑性を確認し、特に道路側から見える部分を注視しタイル張りした。

設問 2. の記述例

(1)	周知するための方法・手段	流動化剤入りのコンクリートの受入れ検査によるベースコンクリートのスランブの確認方法を周知させるため、出荷時間から到着後 10 分間隔でスランブ試験を行うよう、生コン試験員により若年社員を指導させた。
(2)	確認するための方法・手段	流動化剤入りのコンクリートのベーススランブは、指示どおりスランブ 15 cm のコンクリートであるのか、任意 3 台の生コン車から採取した試料を 10 分間隔で計測、社員を指名し立ち会わせて記録させるなど確認させた。

**問題一2** 仮設通路の登り桟橋と階段の安全基準について、各々3つずつ列記しなさい。

**登り桟橋**

**記述例**

- ① 15°を超える勾配は、滑り止めを設ける。勾配30°以下とする。
- ② 高さが8m以上の場合は、7m以内ごとに踊り場を設ける。
- ③ 高さ85cm以上の手摺りを設け、高さ35cm以上50cm以下のさん、またはこれと同等以上の機能を有する設備（中さん等）を設ける。（労安則552）
- ④ 通路の幅は80cm以上とする。（労安則543）

**階段**

- ① 高さまたは深さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、作業者が安全に昇降するための階段等（登り桟橋も可）を設ける。
- ② 高さが8m以上の場合は、7m以内ごとに踊り場を設ける。
- ③ 一般部の手摺りの高さは、登り桟橋の③に規定されている。  
 枠組足場を使用したときは交差筋交いに、高さ15cm以上40cm以下のさん、もしくは高さ15cm以上の幅木を設ける。（労安則563）
- ④ 枠組足場に使用する階段は、踏板の幅は35cm以上、上面は滑り止めの機能を有し、踏面の大きさは18cm以上とし、各踏面の大きさが同寸法であることとしている。

**問題一3** 乗入れ構台の倒壊や崩壊を防止するための処置または対策を3つ記述しなさい。（H12）

**記述例**

- ① 乗入れ構台は、構台上でどのような車両、重機が作業するか、その重量を十分支えることのできる鋼材の強度、構台杭の支持力、水平、衝撃に対して安全な耐力を備える強度が必要である。
- ② 乗入れ構台は、その設計荷重を超えて使用しないように十分な管理が必要である。また荷重や振動・衝撃により接合部が緩んでいないか繰り返しチェックし、構造的に不利にならないように、適切な補強も必要である。
- ③ 乗入れ構台は、支柱、桁材、水平繫ぎおよびブレース、床板などで構成され、各々が荷重の分散や全体的な剛性を高め、横揺れを防ぐ働きもする部材が組み合わさっているが、取付け組立てには、現場溶接接合がなされている。品質面からみると非常に不利で危険な要因を抱えているので、定期的な溶接接合部のチェックが必要である。
- ④ 掘削しながら、乗入れ構台の支柱に水平材やブレース材を取り付けて、鉛直荷重や水平荷重に対処する施工が重要で、この作業を計画どおりに構造部材を組み立てて取り付けていく管理が必要である。

**問題一4** 市街地における一般的な事務所ビルの建設において、着工時に仮設電気設備の計画を立てるに当たり、検討すべき主要な事項を3つ具体的に説明しなさい。ただし、申請手続き、届出、費用に関する事項は除く。（H13）

**記述例**

- ① 電力の使用計画を立てる（負荷設備容量の算出、工所用使用電力の工程計画、電力山積み、山崩しなど）。
- ② 受変電設備の計画を立てる（受変電設備容量の検討、設備機器の種類と設置位置など）。
- ③ 動力幹線計画を立てる（幹線の配線計画、負荷設備の配線計画など）。
- ④ 放送、通信、警報設備の計画を立てる。

- ⑤ 設備機械等の試運転時電力使用計画を立てる。
- ⑥ 受電時の本線切替え計画を立てる。

**土工事**

**問題一5** 掘削時の災害防止のために特に注意する事項を、5つ記述しなさい。（H12、H6）

**記述例**

- ① 周囲の建築物等の安全確保
- ② 地中埋設物等に対する確認および処置
- ③ 土砂の崩壊による危険防止のため周辺地盤、法面に発生するひび割れ
- ④ 周辺地盤の沈下、移動
- ⑤ 湧き水、漏水
- ⑥ 山留めの土圧、変形
- ⑦ 法面の保護

**問題一6** 土工事用の機械の名称を3つあげ、それぞれの特徴を簡単に記述しなさい。

**記述例**

- ① ローディングショベル  
 1回の掘削容量は、0.5~1.5m<sup>3</sup>程度で、運土も可能である。
- ② パワーショベル  
 1回の掘削容量は、0.3~1.2m<sup>3</sup>程度で、機体より上方（5m）の掘削が可能である。
- ③ バックホー  
 最大掘削深さは6m程度、硬い地盤に適している。
- ④ ドラッグライン  
 機械位置より10m程度低い位置の掘削に適している。1回の掘削容量は、0.4~1.5m<sup>3</sup>程度である。
- ⑤ クラムシエル  
 最大掘削深さは約40mで、軟弱地盤に適している。バケットは垂直に降下する。

土工事作業と主な使用機械

工事	作業	使用機械	備考
整地	すき取り、盛土、敷均し	・ブルドーザー	・運土距離が60~100m位の場合に有効
	締固め	・平滑胴ローラー〈ロードローラー〉 （マカダムローラー） （タンデムローラー） ・タイヤローラー ・振動式ローラー（大型） ・タンピングローラー	・線圧力：29.4~78.4 kN/m ・線圧力：29.4~68.6 kN/m ・接地圧：0.196~0.588 MPa ・線圧力：9.8~29.4 kN/m ・接地圧：0.98~2.94 MPa
		狭い場所用	・振動コンパクター（小型） ・ランマー ・タンバー ・振動ローラー（小型）
根切り	掘削	・ローディングショベル ・パワーショベル ・ドラッグライン ・クラムシエル ・バックホー	・0.5~1.5m <sup>3</sup> 容量/回。・運土も可能 ・0.3~1.2m <sup>3</sup> 容量/回。・機体位置より上方（5m位）の掘削に適する ・0.4~1.5m <sup>3</sup> 容量/回。・機体位置より低位（10m位）の掘削に適する ・最大掘削深さ：40m位。・軟弱地盤に適する ・最大掘削深さ：6m位。・硬い地盤に適する
	補助排水	・ブルドーザー ・水中ポンプ ・自吸式ポンプ	・キャタピラ幅の広い湿地用もある
運搬		・ダンプトラック ・ベルトコンベヤー	・積載能力：2~11t（公道仕様車） ・傾斜角度：15~25°

注）一般的機種の数値を示す

●問題文での解答数の指示は、本試験を想定したものである。それに対して記述例は、参考知識として問題文の指示よりも多く用意した。したがって記述例のなかからどれを選んでもよく、参考にして、確実な知識を身に付けてほしい。

## 防水工事

### 平成 28 年版『公共建築工事標準仕様書』による

平成 28 年度公共建築工事標準仕様書の防水工事の「改質アスファルトシート防水」屋根露出防水密着工法の種別で「③常温粘着工法」が削除された。平成 28 年度版公共建築工事標準仕様書において用いられている各種防水工事の規格番号を付加した。【 】内は仕様書の規格番号を示す。

#### アスファルト防水

- 屋根保護防水密着工法の種別
  - ① アスファルトルーフィング流し張り (6.2 kg/m<sup>2</sup>) 【A-1】
  - ② アスファルトルーフィング流し張り (5.2 kg/m<sup>2</sup>) 【A-2】
  - ③ 改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用 R 種)1.5 mm 以上+アスファルト流し張り(4.2 kg/m<sup>2</sup>) 【A-3】
- 屋根保護防水密着断熱工法の種別 (断熱材敷込み)
  - ① アスファルトルーフィング流し張り (6.2 kg/m<sup>2</sup>) 【AI-1】
  - ② アスファルトルーフィング流し張り (5.2 kg/m<sup>2</sup>) 【AI-2】
  - ③ 改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用 R 種)1.5 mm 以上+アスファルト流し張り(4.2 kg/m<sup>2</sup>) 【AI-3】
- 屋根保護防水絶縁工法の種別
  - ① 砂付きあなあきルーフィング (6.4 kg/m<sup>2</sup>) 【B-1】
  - ② 砂付きあなあきルーフィング (5.4 kg/m<sup>2</sup>) 【B-2】
  - ③ 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水 R 種)1.5 mm 以上(3.2 kg/m<sup>2</sup>) 【B-3】
- 屋根保護防水絶縁断熱工法の種別 (断熱材敷込み)
  - ① 砂付きあなあきルーフィング (6.4 kg/m<sup>2</sup>) 【BI-1】
  - ② 砂付きあなあきルーフィング (5.4 kg/m<sup>2</sup>) 【BI-2】
  - ③ 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水 R 種)1.5 mm 以上(3.2 kg/m<sup>2</sup>) 【BI-3】
- 屋根露出防水絶縁工法の種別
  - ① 砂付きあなあきルーフィング (4.4 kg/m<sup>2</sup>) 【D-1】
  - ② 砂付きあなあきルーフィング (3.4 kg/m<sup>2</sup>) 【D-2】
  - ③ 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水 R 種)1.5 mm 以上(2.2 kg/m<sup>2</sup>) 【D-3】
  - ④ 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水 R 種)1.5 mm 以上(1.2 kg/m<sup>2</sup>) 【D-4】
- 屋根露出防水絶縁断熱工法の種別 (断熱材敷込み)
  - ① アスファルトルーフィング流し張り (3.4 kg/m<sup>2</sup>) 【DI-1】  
部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用 R 種)1.5 mm 以上+改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用 R 種) 2.0 mm 以上+アスファルト流し張り+仕上げ塗料塗り
  - ② アスファルトルーフィング流し張り (3.4 kg/m<sup>2</sup>) 【DI-2】

部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用 R 種) 1.5 mm 以上+砂付きストレッチルーフィングアスファルト流し張り+仕上げ塗料塗り

#### 屋内防水密着工法の種別

- ① アスファルトルーフィング流し張り (6.2 kg/m<sup>2</sup>) 【E-1】
- ② アスファルトルーフィング流し張り (4.2 kg/m<sup>2</sup>) 【E-2】

#### 改質アスファルトシート防水

- 屋根露出防水密着工法の種別
  - ① トーチ工法：改質アスファルトシート (非露出複層防水用 R 種) 2.5 mm 以上+ (露出) 3.0 mm 以上 (0.5 kg/m<sup>2</sup>) + 仕上げ塗料塗り 【AS-T 1】
  - ② トーチ工法：改質アスファルトシート (露出複層防水用 R 種) 4.0 mm 以上+仕上げ塗料塗り (0.5 kg/m<sup>2</sup>) 【AS-T 2】
- 屋根露出防水絶縁工法の種別
  - ① トーチ工法：部分粘着層付き改質アスファルトシート (非露出複層防水用 R 種) 1.5 mm 以上+改質アスファルトシート (露出複層防水用 R 種) 3.0 mm 以上+仕上げ塗料塗り (0.5 kg/m<sup>2</sup>) 【AS-T 3】
  - ② トーチ工法：あなあきシート+改質アスファルトシート (露出単層防水用 R 種) 4.0 mm 以上+仕上げ塗料塗り (0.5 kg/m<sup>2</sup>) 【AS-T 4】
  - ③ 常温粘着工法：部分粘着層付き改質アスファルトシート (非露出複層防水用 R 種) 1.5 mm 以上+粘着層付き改質アスファルトシート (露出複層防水用 R 種) 2.0 mm 以上+仕上げ塗料塗り (0.5 kg/m<sup>2</sup>) 【AS-J 1】
- 屋根露出防水絶縁断熱工法の種別 (断熱材敷込み)
  - ① トーチ工法：部分粘着層付き改質アスファルトシート (非露出複層防水用 R 種) 1.5 mm 以上+改質アスファルトシート (露出複層防水用 R 種) 3.0 mm 以上+仕上げ塗料塗り (0.5 kg/m<sup>2</sup>) 【ASI-T 1】
  - ② 常温粘着工法：部分粘着層付き改質アスファルトシート (非露出複層防水用 R 種) 1.5 mm 以上+粘着層付き改質アスファルトシート (露出複層防水用 R 種) 2.0 mm 以上+仕上げ塗料塗り (0.5 kg/m<sup>2</sup>) 【ASI-J 1】

#### 合成高分子系ルーフィングシート防水

- 合成高分子系ルーフィングシート防水の工法と種別
  - ① 接着工法：加硫ゴム系ルーフィングシート張付け 1.2 mm + 仕上げ塗料塗り (0.85 kg/m<sup>2</sup>) 【S-F 1】
  - ② 接着工法：塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート張付け 2.0 mm (0.4 kg/m<sup>2</sup>) 【S-F 2】
  - ③ 機械的固定工法：加硫ゴム系ルーフィングシートの固定金具による固定 1.5 mm + 仕上げ塗料塗り (0.25 kg/m<sup>2</sup>) 【S-M 1】
  - ④ 機械的固定工法：塩化ビニル樹脂系ルーフィングシートの固定金具による固定 1.5 mm 【S-M 2】
  - ⑤ 機械的固定工法：熱可塑性エラストマー系ルーフィングシートの固定金具による固定 1.2 mm 【S-M 3】
- 合成高分子系ルーフィングシート防水 (断熱工法) の工法と種別
  - ① 接着工法：断熱材+加硫ゴム系ルーフィングシート張付け 1.2 mm + 仕上げ塗料塗り (0.85 kg/m<sup>2</sup>) 【SI-F 1】
  - ② 接着工法：断熱材+塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート張付け 2.0 mm (0.4 kg/m<sup>2</sup>) 【SI-F 2】
  - ③ 機械的固定工法：防湿用フィルム+断熱材+加硫ゴム系ルーフィングシートの固定金具による固定 1.5 mm + 仕上げ塗料塗り (0.25 kg/m<sup>2</sup>) 【SI-M 1】
  - ④ 機械的固定工法：防湿用フィルム+断熱材+絶縁用シート敷設+塩化ビニル樹脂系ルーフィングシートの固定金具による固定 1.5 mm 【SI-M 2】

●問題文での解答数の指示は、本試験を想定したものである。それに対して記述例は、参考知識として問題文の指示よりも多く用意した。したがって記述例のなかからどれを選んでもよく、参考にして、確実な知識を身に付けてほしい。特に建設業法は、条文を熟読することをお勧めしたい。近年の「建設業法」の試験は、条文に空欄を設けて用語を入れる問題が多く出題されており、その内容は比較的絞られている傾向がある。ここに、過去に出題された条文を年度別に記載したので、よく読んで条文の流れをつかんでおくとよい。

## ■建設業法

### ■平成 28 年度の出題

#### 法第 26 条の 3（主任技術者及び監理技術者の職務等）

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

### ■平成 27 年度の出題

#### 法第 20 条（見積りの実施）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

### ■平成 26 年度の出題

#### 法第 24 条の 4（検査及び引渡し）

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

元請負人は、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

### ■平成 25 年度の出題

#### 法第 24 条の 5（特定建設業者の下請代金の支払い期日等）

特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、前条第 2 項の申し出の日（同項ただし書きの場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して 50 日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

### ■平成 24 年度の出題

#### 法第 24 条の 7（施工体制台帳および施工体系図の作成等）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工する

ために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第 1 項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第 1 項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

#### 則第 14 条の 4（再下請負通知を行うべき事項等）

法第 24 条の 7 第 2 項は、特定建設業者が、発注者から直接建設工事を請け負った場合に、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を行わなければならないとの条文で、第 2 項には、前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容および工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない、と規定されているので、再下請負通知を行う者は、特定建設業者と下請契約を行い、かつ、他の建設業者に下請負をさせる場合となる。

#### 則第 14 条の 4（再下請負通知を行うべき事項等）

法第 24 条の 7 第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ）の商号又は名称及び住所並びに当該下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号。
  - 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日。
  - 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第 14 条の 2 第 1 項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからヘまでに掲げる事項。
- 2 再下請負通知人に該当することとなった建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第 1 項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3～9 項 省略

### ■平成 23 年度の出題

#### 法第 4 条（附帯工事）

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附